

川西市後援名義使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西市の後援名義の使用に関し、その取扱い及び事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用を許可する名義)

第2条 使用を許可する名義は、川西市とする。

(後援の実施)

第3条 川西市(以下「市」という。)の後援は当該事業に後援する団体としての名義使用に限るものとし、物的及び財政的援助は行わないものとする。ただし、この規程とは別の定めにより市が交付する補助金等については、この限りでない。

(名義使用の許可)

第4条 後援名義の使用をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(名義使用許可申請の手続)

第5条 前条の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、後援名義使用許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業を実施する者(以下「主催者」という。)の存在を明らかにする書類
- (2) 事業の目的、内容及び計画を明らかにする書類
- (3) 事業において参加費用等の徴収を伴う場合は、収支予算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(審査及び許可決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、後援名義の使用を許可することが適当と認めるときは後援名義使用許可書(様式第2号)を、不適当と認めるときは後援名義使用不許可通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

- 2 後援名義の使用を許可する期間は、申請者が後援名義使用許可書の交付を受けた日から当該事業が終了する日までとする。
- 3 市長は、前項の規定による許可に際し、必要な条件を付することができる。

(名義使用許可の要件)

第7条 市長は、主催者及び事業内容等が次の各号に掲げる要件をすべて備えていると認める場合に限り、後援名義の使用を許可することができる。

- (1) 川西市における教育、学術、文化並びにスポーツの振興又は福祉の向上に寄与すると認められる事業であること。
- (2) 主催者の存在が明らかで、事業を完全に遂行する能力が十分であること。
- (3) 事業の実施目的及び内容が、政治的活動又は宗教的活動に関連しないこと。
- (4) 事業の実施において、営利又は売名行為を伴わないこと。
- (5) 参加料及び出品料等を徴収する場合は、その額が社会通念上妥当な額であること。
- (6) 参加者等に金品の寄付又は援助を強要するものでないこと。
- (7) 事業の実施において、公衆衛生及び事故防止について、十分な対策が講じられていること。

2 前項の規定にかかわらず、公共性又は公益性が高い事業であって、市長が特に必要と認めるときは、後援名義の使用を許可することができる。

(使用者の遵守事項)

第8条 後援名義使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市の名義を使用した印刷物等を市長に提出すること。
- (2) 迷惑行為若しくは暴力行為又は公序良俗に反する行為を一切行わないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する事項

(事業の中止又は申請内容の変更)

第9条 使用者は、事業を中止し、又は申請内容に変更が生じたときは、直ちに市長に申し出なければならない。

2 使用者は、前項の申出を行ったときは、後援名義使用許可事業変更等届(様式第4号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、使用者は、申請内容に著しい変更が生じたときは、再度第6条第1項の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第10条 市長は、使用者が、虚偽の申請若しくは不正な手段により後援名義の使用許可を受けたとき、第6条第3項若しくは第7条の規定による条件等を満たさなくなったとき、又は第8条に規定する事項を遵守しないときは、後援名義の使用許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により、後援名義使用許可を取り消したときは、市長は、後援名義使用許可取消通知書(様式第5号)により、その旨を使用者に通知するものとする。この場合において、後援名義使用許可を取り消したことによる損害は、使用者が全て負うものとする。

(事業完了報告)

第11条 後援名義使用の許可を受けた者は、事業終了後1箇月以内に、後援名義使用事業完了報告書(様式第6号)に収支決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(事務分掌等)

第12条 この規程に定める事務は、当該事業を所管する課において処理するものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、市の後援名義の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年11月10日 川西市告示第278号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年4月1日 川西市告示第66号の2)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年5月1日 川西市告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年2月7日 川西市告示第7号）
この告示は、公布の日から施行する。

付 則
この規程は、令和2年12月1日から施行する。

付 則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、令和5年7月14日から施行する。